

令和5年度第2回三春町農業委員会議事録

- 1 令和5年5月15日（月）午後3時20分より三春町役場2階大会議室において令和5年度第2回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 13名
1 番 増 子 弘 子 2 番 山 口 陽 一 3 番 渡 邊 重 吉
4 番 大 内 将 5 番 加 藤 不 二 夫 6 番 影 山 忠 夫
7 番 内 藤 保 次 8 番 門 馬 稔 治 9 番 小 林 孝
10 番 新 田 俊 男 11 番 大 津 早 苗 12 番 本 田 儀 勇
13 番 橋 本 正 亀
- 3 欠席委員
なし
- 4 事務局からの出席者 3名
事務局長：遠藤 晃
事務局次長：近内信二
事務局主事：志賀瑞樹
- 5 審議案件
議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第9号 令和4年度最適化活動の目標に対する点検・評価について
- 6 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。
3 番 渡 邊 重 吉 委員 4 番 大 内 将 委員

8 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。

会長の議長でよろしく願いいたします。

議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No1 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。

場所は、三春町下舞木地区農業集落排水処理施設から南へ 100m のところです。

事務局： （議案説明）

議 長： 現地調査をした 6 番影山委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 6 番 影 山 忠 夫 委員、現地調査報告

委 員： 5 月 1 日午後 1 時 30 分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、現在も作付けされており、草刈り等が行われ適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

4 番委員： 譲渡人の申請事由が贈与との事ですが、譲渡人と譲受人の関係は何かありますか。

事務局： 譲渡人と譲受人はいどこです。

議 長： その他に質問などありますか。

10 番委員： 譲渡人の他に 5 人共有の所有者がいるとの事ですが、本申請はそのうち譲渡人の 1 / 6 の面積を所有権移転するとのことですか。

事務局： 面積ではなく譲渡人が所有するの 1 / 6 の権利を移転するということです。

議 長： その他に質問などありますか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No 2 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は下舞木南部集会所から東へ 2 0 0 m のところです。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 6 番影山委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 6 番 影 山 忠 夫 委員、現地調査報告
5 月 1 日午後 2 時から、事務局と私で現地調査し、申請書を確認しました。
申請地は、現在も作付けされており、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第 7 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく許可申請で、農地を簡易物置及び駐車場、通路に転用しようとするものです。
場所は、山田地内三春自工から北西へ 1 0 0 m のところです。

事務局： (議案朗読)

議 長： 現地調査をした 7 番内藤委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 7 番 内 藤 保 次 委員、現地調査報告

委 員： 4 月 2 7 日午後 1 時 3 0 分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、北側と西側、東側を宅地に、南側は山林に囲まれています。

申請地は実際にはすでに物置が建っておりました。しかし、事務局の説明にもあったとおりの経過、背景があったことも考慮し、また、周辺に農地がないことから、他農地への蚕食分断や、日照や通風の影響もないため、この転用は止むを得ないものと思われます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

4 番委員： 申請地が第 2 種農地なのはなぜですか

事務局： 第 1 種農地、第 3 種農地外の農地であるためです。

議 長： その他に質問などありますか。

6 番委員： 5 条申請の許可が出ていた経緯があったとの事ですが、今回、履行証明申請ではなく 4 条申請が提出された理由はなぜですか。

事務局： 平成 2 年に 5 条申請の許可が出された際、住宅への転用とのことで許可を取得しておりましたが、その際の許可取得理由と現状が異なっているため、履行証明書が発行できず今回 4 条申請として提出されました。

議 長： その他に質問などありますか。

1 0 番委員： 申請地にはすでに物置が建っているとの事ですが、どのような物置ですか。

事務局： ユニットハウスのような、その場に設置する物置です。

議 長： その他に質問などありますか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可相当とすることに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No1 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を宅地に転用しようとするものです。

 場所は、鷹巣坊ノ内地内、信号のある4つ角交差点から県道須賀川三春線を東に100m進み左折して30m進んだ所です。

事務局： （議案朗読）

議 長： 現地調査をした3番 渡邊委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 3番 渡 邊 重 吉 委員、現地調査報告

委 員： 4月27日午後2時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

 申請地については、北側と西側、南側は農地に、東側は公衆用道路に囲まれています。

 しかし、北側、西側、南側の農地は現在耕作されておらず、農地の蚕食分断や、日照や通風、周辺農地への影響はないため、この転用は止むを得ないものと思われます。

 以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
 この申請について、許可相当とすることに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議 長： 続いて、No2について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を住宅に転用しようとするものです。

 場所は、八島台地内たまのやこころ斎苑から北東へ50mのところ です。

事務局： （議案朗読）

議 長： 現地調査をした12番 本田委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 12番 本 田 儀 勇 委員、現地調査報告

委 員： 4月27日午前10時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地については、東側を農地に、北側と西側、南側は宅地に囲まれています。
しかし、東側の農地は現在耕作されておらず、農地の蚕食分断や、日照や通風、周辺農地への影響はないため、この転用は止むを得ないものと思われます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可相当とすることに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議 長： 続いて、No3について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を住宅に転用しようとするものです。
場所は、平沢地内のびっこらんど三春から北へ50mのところでは。

事務局： (議案朗読)

議 長： 現地調査をした11番 大津委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 11番 大 津 早 苗 委員、現地調査報告

委 員： 4月26日午後1時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地については、南側を農地に、北側と東側は宅地に、西側は県道に囲まれています。
しかし、南側の農地は現在耕作されておらず、農地の蚕食分断や、日照や通風、周辺農地への影響はないため、この転用は止むを得ないものと思われます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可相当とすることに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件は、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議案第 9 号 令和 4 年度最適化活動の目標に対する点検・評価について

議 長： 「議案第 9 号 令和 4 年度最適化活動の目標に対する点検・評価について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： (議案書に沿って説明)

議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし。

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この案件について、異議なしとすることに、ご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第 2 回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

9 令和5年度第 2 回三春町農業委員会を午後 3 時 5 3 分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 橋 本 正 亀

3 番委員 渡 邊 重 吉

4 番委員 大 内 将

10 その他

事務局長： 議事が終了いたしましたので、その他の件に入ります。

 今回の農業委員会の日程を事務局から説明させます。

(1) 次回農業委員会委員会日程

次長： 次回農業委員会は、6月15日（木）午後3時30分に大会議室で開催したいと思います。

 次回も農業委員のみ参集の開催としたいと思います。

事務局長： よろしいでしょうか。何もないようでしたら、今回は、6月15日（木）午後3時30分から、ここ、大会議室で行います。

事務局長： その他質問、意見などありましたらお願いします。

9番委員： 農地法第3条の下限面積の撤廃について、外国の企業や資産家が自身の事業拡大のため、町内農地を購入することが危惧されますが、事務局の考えを聞きたいと思います。

事務局： 農地法3条については、今年度より下限面積の条件が撤廃され、そのような可能性も危惧されておりますが、3条の申請書には今後の農地利用の計画書の添付が必須となっており、また地域農業と調和を図ることが条件となりますので、一概に地域農業が衰退していくといったことは無いと思われ

ます。
しかし、そのようなことも危惧されかねない状況ではありますので、委員の皆様にはより慎重に審議をお願いしたいと考えております。

事務局長： その他に質問などありますか。

8番委員： 昨日町内熊耳地区内で、誘致した企業が工場の排水を農業用排水に流すという計画をしていたということがあったと、地元住民から聞きました。今回は、計画が無くなったとのことではありますが、下流の農家にとっては工場排水が流れてくることは農業を営む上で大変な問題であります。また、これについて地域住民への説明会があったとの事ですが、それには一部住民のみ参集され、下流の農家や、我々農業委員は参集されませんでした。

このような水利関係は農業上特に重大な問題でありますので、今後は徹底して情報共有や説明会への参集など行っていたきたいと思います。

事務局： 8番委員のご質問のとおり、誘致した企業が農業用排水に、工場排水を流すといった計画をしていたということですが、我々の確認不足等もあり、今回説明会には農業委員などは参集致しませんでした。大変申し訳ございませんでした。

今後このような事案がありましたら、委員の皆様や農家の方々へのご説明や情報等の共有を徹底して行いたいと思います。

事務局長： その他に質問などありますか。

6 閉会

事務局長： ないようでしたら、本日の農業委員会を閉会いたします。

 (午後4時15分閉会)